

総基料第 186 号
平成 20 年 7 月 17 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一 殿

総務省総合通信基盤局長
桜井 俊



加入光ファイバの接続工事等に係る時刻指定手続の追加に関して
講ずべき措置について（要請）

平成 20 年 6 月 25 日付け西相制第 46 号で申請のあった接続約款の変更に関する件については、平成 20 年 6 月 27 日付け総基料第 159 号において認可したところである。本件は、東日本電信電話株式会社から平成 20 年 1 月 9 日付け東相制第 07-132 号で申請のあった接続約款の変更に関する件と同様の事案であることから、当該申請に係る東日本電信電話株式会社に対して出された情報通信審議会答申（平成 20 年 2 月 28 日認可 情審通第 40 号（別紙））の趣旨を踏まえ、本件の認可後、速やかに西日本電信電話株式会社に対して、東日本電信電話株式会社に対して発出したものと同様の要請を行うものであり、貴社においては、下記の点について適切な措置を講じられたい。

記

接続工事等の時刻指定手続の手続費に係る作業時間について、運用実績を踏まえ適時再計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要と認められる場合は、接続料の再計算時における手続費の見直しに反映させること。

以上

情 審 通 第 4 0 号
平成 2 0 年 2 月 2 8 日

総 務 大 臣
増 田 寛 也 殿

情 報 通 信 審 議 会
会 長 庄 山 悦 彦

答 申 書

平成 2 0 年 1 月 1 5 日 付 け 諮 問 第 1 2 0 2 号 を も っ て 諮 問 さ れ た 事 案 に つ い て 、 審 議 の 結 果 、 下 記 の と お り 答 申 す る。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する。（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）
 - ・ 総務省においては、NTT東日本に対し、今回追加される接続工事等の時刻指定手続の手続費に係る作業時間について、運用実績を踏まえ適時再計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要と認められる場合は、接続料の再計算時における手続費の見直しに反映することを要請すること。（考え方4）